

## 委 員 長 報 告

本委員会は、去る7月2日の本会議において付託を受けた3定請願第1号 小中学校給食費無償化を求める請願について、3日、8月8日及び17日に委員会を開催し、請願者からの意見陳述を受け、請願に至った経緯や趣旨を聴取するとともに、当局に対し、給食費の状況や県の補助制度、庁内方針などについて説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程について、以下のとおり報告申し上げます。

まず、本市における給食費の状況について、当局に説明を求めたのに対し、「児童生徒数は減少傾向にあるが、消費税率の引き上げや物価及び燃料費等の高騰による施設維持管理経費の増加に加え、食材費も高騰し、給食に要する費用は年々増加している。今後さらなる光熱水費の高騰が見込まれ、また、施設修繕及び調理備品の買換えも予定していることから、増加が続く見通しである」との答弁がありました。さらに委員から、給食費無償化に係る予算の確保について説明を求めたのに対し、「子育て支援という観点では認めているが、責任ある給食を恒久的に実施していくためには財源の確保が必要であり、県の補助制度を確認した上で、給食費以外の様々な課題と併せて全庁的に検討する」との答弁がありました。

また、委員から、給食費無償化を実施する場合、食物アレルギーが原因で給食を食べられない子供や、給食が提供されていない県立田辺中学校等の生徒への対応について、不公平感が生じないかを懸念する意見がありました。

しかし、6月定例会においては、県の補助制度の詳細が不明であったため、請願者が求める恒久的な無償化が可能であるかを判断するには、県の動向を見極めた上でさらに議論を重ねる必要があるとして、本請願は継続審査としました。

その後、県から補助金交付要綱が出され、当局から「県の補助制度を活用し、本年10月から来年3月までの間、学校給食費の無償化を実施していく方針を固め、9月定例会に補正予算案を提出するため、制度の詳細や必要な経費について精査している」との報告を受けました。

これを受け、委員から、当局が実施の方針を表明したことにより、請願の目的は果たされたのであり、請願の性質や議会の立場上、委員会が追認することは適当ではないため、これ以上の審査は必要ないという意見がありました。

一方、市長及び教育長宛ての要請署名に協力された多くの市民の願いを受け止め、議会としても採択すべきだという意見もありました。

また、食物アレルギーを有する児童生徒や、県立中学校の生徒への対応については、県補助金の対象外となっているため、公平性の観点から、県や当局に対し、意見書等を提出すべきだという意見もありました。

当委員会として、請願者の願意を真摯に受け止め議論を交わし、採決を行った結果、本請願については、賛成少数により不採択とすることに決しました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年9月4日

文教厚生委員会

委員長 福 榮 浩 義